鈴土第４０３号
令和３年６月１日

三重県土地家屋調査士会
会長　古　尾　圭　一　様

鈴鹿市長　　末松　則子
（　公　印　省　略　）

境界立会申請書等の押印廃止について（通知）

平素は，市行政に御理解と御協力を賜り，厚くお礼申し上げます。

また，当市の境界確認事務におきまして，格段の御理解と御協力をいただき，誠にありがとうございます。

さて，鈴鹿市では，行政手続の簡略化及び市民の利便性の向上を図るとともに，今後加速が予測される行政のデジタル化に対応しやすい環境整備を図るため，市へ提出される申請書等への押印の要否を見直し，例規整備を進めてまいりました。

つきましては，境界立会申請書等の各種申請書類について別紙のとおり４月１日より押印を廃止することになりましたので，会員の皆様にご周知いただきますようよろしくお願いいたします。

事務担当
鈴鹿市土木部土木総務課
公共用地管理グループ
電話　０５９－３８２－９０８４
FAX　０５９－３８２－７６１２
E-mal dobokusomu@city.suzuka.lg.jp

【別　紙】

令和３年４月１日より押印を廃止した申請書等

○境界確認申請書（第１号様式）

○道路中心確認申請書（第２号様式）

○隣接土地所有者一覧表（第３号様式）

○境界確認申請取下書（第６号様式）

○道路中心確認申請取下書（第７号様式）

○境界確認書原本証明申請書

○委任状（原本証明用）

○法定外公共物用途廃止申請書